

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (案) に対する意見公募要領

令和6年6月3日
資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料環境適合利用推進課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、貯留層の探査について、経済産業大臣の許可を受けようする者からの申請内容における具体的な審査基準（申請のあった探査が他人が行う許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないことを示す基準等）を規定するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第12条第1項の規定により審査基準等を制定することとしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課

(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年6月3日（月）～令和6年7月2日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-ccs_seido_hoan@meti.go.jp

（電子メールの件名を「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

